

5月6日の竜巻等による茨城県の被害状況等

平成24年6月21日
茨城県

1 竜巻の発生状況

(1) 竜巻注意情報の発表状況

6日12時38分 竜巻注意情報発表（県内全域）（6日18時30分解除）

(2) 竜巻の発生状況（推定）（水戸地方气象台速報による）

6日12時30分頃 筑西市～桜川市の竜巻発生（強さ：F1）

被害範囲 長さ：21km，幅：600m

12時35分頃 常総市～つくば市の竜巻発生（強さ：F3）

被害範囲 長さ：17km，幅：500m

12時40分頃 栃木県真岡市～常陸大宮市の竜巻発生（強さ：F1～2）

被害範囲 長さ：32km，幅：650m

2 竜巻対応の主な動き

○ 5月6日

14時41分 つくば市より災害派遣医療チーム（DMAT）派遣要請（状況調査後，当日中に活動終了）

15時58分 つくば市の要請により，自衛隊施設学校に災害派遣要請

16時38分 つくば市で避難所設置（小学校2箇所）

16時45分 自衛隊派遣要請受理。古河第一施設団が出動

20時20分 日本赤十字社茨城県支部（古河赤十字病院）が医療救護班をつくば市（小田小学校）に派遣（当日中に活動終了）

○ 5月7日

10時30分 自衛隊初動隊がつくば市北条地区（雇用促進住宅付近）などを搜索（逃げ遅れ者無し）

19時30分 つくば市が避難所を移設（市民研修センター）

○ 5月8日

10時30分 つくば市の要請により，自衛隊施設学校に撤収要請（12時15分撤収）

3 竜巻による人的被害，建物被害等の状況（6月20日現在）

市町村	人的被害		合計	住家被害				非住家被害				停電 ピーク 時	断水 ピーク 時
	死者	負傷者 (軽傷)		計	全壊	半壊	一部 損壊	計	全壊	半壊	一部 損壊		
つくば市	1	37	1,030	622	76	158	388	408	105	60	243	21,012	5,200
桜川市		2	82	30		1	29	52	9	1	42	7,137	
筑西市		1	227	115			115	112	7	1	104	333	
常陸大宮市		1	55	19		1	18	36	5	1	30		
常総市			28	12			12	16			16		
計	1	41	1,422	798	76	160	562	624	126	63	435	28,482	5,200

○ 他に，降ひょうによる負傷者1名（軽傷）（ひたちなか市）

○ 上記停電及び断水は，5月9日にすべて復旧

- 道路通行止め：＜ピーク時＞国道2（125号，408号）→ 5月6日19時50分解除
 県道1（138号）→ 5月28日解除
- 避難者の状況：＜ピーク時＞9名（つくば市）→ 5月16日避難所閉鎖（避難者0名）

4 災害廃棄物（がれき等）の発生状況（5月25日現在）

- 合計 6,303.62 t
 （内訳）つくば市 6,000 t，常陸大宮市 160 t，筑西市 93.62 t，
 桜川市 50 t

5 中小企業者等（商工会・商工会議所会員）の被害状況

被災地区名	被災状況				被災地区内会員数
	全壊	半壊	一部損壊	計	
つくば市 北条地区	15棟	17棟	41棟	73棟	166
大穂地区	4棟	—	4棟	8棟	53
常総市 新石下地区ほか	—	—	7棟	7棟	660
常陸大宮市 野田地区	—	—	2棟	2棟	10
筑西市 蓬田地区ほか	—	—	—	—	147
桜川市 本郷地区ほか	—	—	4棟	4棟	18
計	19棟	17棟	58棟	94棟	

※各商工会・商工会議所による現地調査の結果（H24.5.30現在）

- 上記のうち、「つくば市北条商店街」の被害状況
 北条商店街（店舗数90）：全壊14棟，半壊15棟，一部損壊34棟 計63棟
 ※つくば市商工会調べ（H24.5.30現在）

6 農業関係の被害状況（6月15日現在）

- (1) 農地被害 約100ヘクタール（つくば市）
- (2) 農作物の被害状況 15,768千円（つくば市）
 （その他降ひょう等による被害額 190,594千円）
- (3) 農業用施設の被害状況 108,984千円（つくば市，筑西市，桜川市）
 （その他降ひょう等による被害額 338,393千円）

被害金額合計 699,213千円

7 学校等の被害状況（6月20日現在）

- (1) 学校等の被害状況
 - ア 人的被害の状況（計8名）
 - ①児童・生徒：死亡者 1名 負傷者 6名（いずれも軽傷）
 - ②教職員：負傷者 1名（軽傷）
 - イ施設被害の状況
 - 被害校計：10校
 - ・小・中学校10校：校舎の破損等の被害
 - ・高校1校：窓ガラスが割れる等の被害

8 災害救助法の適用状況等

(1) 災害救助法の適用状況（適用：5月6日～）

適用市町村：つくば市，常陸大宮市，筑西市，桜川市

(2) 被災者生活再建支援法の適用状況（適用：5月6日～）

適用市町村：つくば市

(3) 茨城県災害見舞金制度

支給対象：上記（2）の適用がなされない住家被害「半壊」の世帯

支給額：3万円

9 今後の課題

(1) 竜巻注意情報の迅速かつ的確な提供

(2) 竜巻に対する知見に基づく防災対策の強化

ア 竜巻対策に係る指針の策定

イ 竜巻に関する防災知識の普及啓発

(3) 竜巻の特性に応じた支援

ア 被災者の生活再建支援について

○ 竜巻災害については，屋根の滅失等により居住できなくなるといった被害の特殊性を考慮し，住家の被害認定基準の柔軟な運用を図ること。

イ 通常の支援以上の措置について

○ 竜巻の被害が局地的ではあるが甚大となることを考慮し，支援制度の拡充などの措置を図ること。